

インターネット等による医療情報に関する検討会（第3回）資料

平成14年7月30日（火）

## 公的主体によるインターネット等を通じた情報提供を進めるに当たっての考え方

### (基本的方向)

- I. 医療に関する情報提供を進めるに当たっては、国民に対し信頼性の高い情報を提供していくという観点から、客観的で検証可能な情報を中心に、適切な情報提供の促進策について、議論を深めていったらどうか。

### (提供される情報の区分)

- II. 具体的には、提供される情報の性質に応じて、次の3つに区分して検討を行ってはどうか。
  - ① 既に客観性が十分で、検証が容易な情報
    - i) 基本的な情報であり、外形的に検証可能なもの(住所、診療科目等)
    - ii) 情報の整備により容易に検証できるもの(診療機能、治療実績、患者へのサービス提供の状況等)
  - ② 評価基準・評価方法の明確化などにより、客観性が十分高められている情報  
(医療機能評価機構による病院機能評価等)
  - ③ 客観性を高めるために、評価基準・評価方法等を確立していく必要があるもの  
(死亡率等の結果(アウトカム)情報。客観的に比較可能なデータを提供するため環境整備(ICDコードの普及、重症度補正等のデータ処理技術の開発等)が必要。)

(情報を提供する主体・提供される情報の種類の考え方)

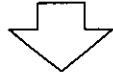
III. 上記の3区分や情報を提供する主体の性格を踏まえ、次のような形で議論を整理してみてもどうか。

- ① 既に客観性が十分な情報については、情報提供を積極的に進めることにより、国民の医療情報に対する信頼性を高める。その際、まずは、公的主体による提供を促進するものとし、提供する情報の具体的な範囲について議論を深めてはどうか。
- ② 国民が欲している情報ではあるが、現時点では客観性や検証可能性が十分といえないものについては、客観性を高めるための取組を進める。その際、基準(スタンダード)作りと評価活動の主体としては、医学に関する学術団体等が適当ではないか。
- ③ 客観性や検証可能性がそのままでは十分確保されていないと考えられる情報についても、医療機関自身や、民間の創意工夫を活かした取組みによる情報提供の促進を図る。その際、その内容の適正性を高めるための方策について検討してはどうか。

# 情報提供主体と提供される情報との関係

医療機関に関する基本情報		医療機能に関する情報	患者に対するサービスに関する情報	第三者による評価・検証が望ましい情報
	住所、診療科目、電話番号、地図、保険医療機関に関する情報、指定医療機関に関する情報等	予約診療、往診、休日・夜間診療の実施等、医療機関の体制に関する情報、医療機関の診療機能、治療実績等	カルテの開示、インフォームドコンセントの実施、セカンドオピニオンの実施等	第三者機関による病院機能評価 治療成績等
社会福祉医療事業団(WAMNET)	提供情報の拡充			
都道府県等	地域の詳細な基本情報	医療機能調査による情報提供		
(財)医療機能評価機構				病院機能評価事業の実施 評価結果の公表(9月より)
医療に関する学術団体等	会員からの調査、団体による評価等に基づく情報を提供			専門医等の認定・公表 治療成績等の評価基準、基準に基づく評価結果の公表
NPO、患者団体等			自ら行った調査、患者からの情報等に基づく結果の公表	
医療機関			医療機関自ら情報提供を行うことが可能	
その他(本、雑誌等、民間ベース)			自ら調査の実施、既にある情報等を利用して、特色ある情報の提供	
(参考) 広告可能事項	これまで、逐次規制を緩和			

相互にリンクをはるなどにより、いずれの情報からでも他の情報にたどり着けるような工夫



提供される多彩な情報を利用して、その持つ意味について、患者・国民に対して分かりやすく説明するとともに、患者・国民の持つ疑問・悩みに対し適切なアドバイスを与え、患者・国民の医療に対する選択を支える場(人)

(例) かかりつけ医、病院の相談窓口・患者図書館、行政・各種団体の相談窓口等(都道府県医師会相談窓口、まちの保健室など)

## 都道府県が行う医療機能調査について

- 医療計画作成指針に基づき、各医療機関の医療機能についての実態を把握するために都道府県が調査を実施。
- 一部都道府県においては、各医療機関への情報提供にとどまらず、医療計画への記載する等により、地域住民に情報提供。

### 医療計画作成指針（抜粋）

#### (1) 医療関係施設相互の機能分担及び業務連携

地域の実情に応じた医療提供体制の確立を図るため、次の事項を参考の上、二次医療圏及び三次医療圏単位で記載されたい。(救急医療及びへき地医療の確保を除く。)また、在宅医療の記載に当たっては、「在宅医療の推進に関する検討会報告書(平成9年6月27日公表)」を参照にされたい。なお、医療計画作成に当たっては、当該区域における医療提供体制の現状分析を行い、それによって明らかにされた課題等を踏まえ記載することが必要である。(別添1参照)

#### (2) 医療提供施設の整備の目標

##### (イ) その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標

都道府県が必要とする疾病対策別の医療機能に関する調査を行い、その整備の目標を設定する。(別添2-①参照)

その手順については①及び②を参考にされたい。また、③及び④で示すように医療機関に対する情報提供を行うことも必要である。

- ① 二次医療圏及び三次医療圏において、都道府県が必要とする医療機能について、当該機能を有する各医療機関の施設、設備、症例数、平均在院日数、紹介先とその件数及び専門職員数等の実態調査を行う。なお、これらの調査については医療計画の見直し時期にとらわれることなく、定期的に行うことが望ましい。
- ② 前述の調査に基づき医療機能の整備の必要性を検証し、不足している医療機能については、その整備の方法及び整備の目標等について記載する。(別添2-②参照)
- ③ また、これらの実態調査に基づき得られた各医療機関の医療機能に関する情報(施設、設備、症例数、平均在院日数、紹介先とその件数及び専門職員数等)を各医療機関に提供する。
- ④ 都道府県が必要とする医療機能が、二次医療圏及び三次医療圏内にない場合、当該医療機能を有する医療機関に関する情報を収集し、その情報を圏内の各医療機関に提供する。

(別添1)

医療関係施設相互の機能分担及び業務連携（記載の例示）

二次医療圏レベル	三次医療圏・都道府県レベル
<p>1. 機能連携等に係る医療提供体制の整備</p> <p>(1) 病病連携、病診連携等（疾病対策を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 地域医療支援病院との連携</li><li>② 大学附属病院等との連携</li><li>③ その他医療施設との連携（単科病院、歯科診療施設等を含む）</li><li>④ かかりつけ医（歯科医）との連携等</li></ul> <p>(2) 病院の共同利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 病床オープン化</li><li>② 高額医療機器の効率的配置・共同利用</li></ul> <p>(3) 在宅医療支援体制の整備等（病診連携等）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① かかりつけ医の普及状況及び推進方策</li><li>② 医療・福祉等の相談の対応体制</li><li>③ 緊急時のシステムの整備（確立）状況</li><li>④ 訪問看護ステーション等の整備状況・充実</li><li>⑤ 在宅医療情報の整備</li></ul> <p>(4) その他</p> <p>2. 医薬分業の推進</p> <p>(1) 医薬分業の普及状況及び推進方策</p> <p>(2) 医療機関と薬局の適切な連携体制の確立等</p> <p>3. その他</p>	<p>1. 疾病対策の現状と課題</p> <p>(1) 生活習慣病対策、母性・小児医療対策、腎対策、難病対策等</p> <p>(2) 結核、精神保健対策</p> <p>2. 機能連携等に係る医療提供体制の整備</p> <p>(1) 病病連携、病診連携等</p> <p>(2) 病院の共同利用の推進等</p> <p>3. 特定機能病院との連携</p> <p>4. 臓器移植施設等との連携（角膜、腎移植を含む）</p> <p>5. 在宅医療の提供体制の推進方針</p> <p>(1) 在宅医療の推進状況</p> <p>(2) 今後の方針</p> <p>6. 医薬分業の推進方針</p> <p>7. その他（アレルギー、内分泌、感染症等）</p>

(別添 2-①)

[医療機能の例示]

疾病対策別の医療機能の例示を以下に示すが、各都道府県は「例示」にとらわれることなく調査を行い、必要な医療機能を把握すること。

疾病対策	医療機能の例示
①がん対策	進行がんの集学的治療、進行悪性腫瘍の診断と手術、脳腫瘍（良性腫瘍を含む）摘出術、膵臓癌手術、骨髄移植（クリーンルームを含む）、特殊な胸腔鏡下手術、リニアックによる放射線治療、小線源を用いた放射線治療、緩和ケア、がん診療施設支援ネットワーク等
②循環器疾患対策	開心術、冠動脈手術、大血管手術、PTCA、血管内視鏡術、脳卒中急性期の集学的治療、脳動脈瘤根治術、循環器疾患急性期リハビリテーション、循環器病診療施設支援ネットワーク等
③糖尿病対策	糖尿病管理の教育入院等
④慢性腎不全対策等	腎臓移植（臓器移植ネットワークと移植施設の整備）等
⑤母子医療対策	周産期医療、小児外科領域の手術等
⑥難治性の疾患対策	膠原病・リウマチの専門医療、長期且つ医療密度の高い入院医療（対象疾病としては神経難病等）等
⑦後天性免疫不全症候群対策	後天性免疫不全症候群患者への総合的な診療等
⑧精神疾患対策	重度の分裂症患者の身体的合併症等
⑨その他の疾病対策	診断困難例の確定診断（分子生物学的診断、特殊な免疫学的診断）、劇症肝炎の治療、四肢等切断の再接着術、顎骨離断術、腹腔鏡下手術、角膜移植、人工内耳手術、人工関節置換術、難治性疼痛治療に対する総合的治療、グループ診療、レーザー治療（網膜光凝固術、血管形成術等）、持続的血液濾過透析等

(別添 2-②)

医療施設の整備（例示）

医療機能	三次医療圏単位で確保するもの			二次医療圏単位で確保するもの		
	医療情報	医療機関名	整備目標	医療情報	医療機関名	整備目標
都道府県が必要と判断する医療機能について、施設・設備及び取り扱い件数等の必要な調査を行い、その実績を踏まえ、医療計画に位置づけるべきものを記載する。	左記の医療機能について、各医療機関の情報を提供する。	左記の医療機能を担っている医療機関名を列記する。	整備の必要性を検証し、その方法及び目標等を記載する。	左記の医療機能について、各医療機関の情報を提供する。	左記の医療機能を担っている医療機関名を列記する。	整備の必要性を検証し、その方法及び目標等を記載する。
がん対策						
・〇〇〇治療	・年間症例数 ・転院先とその件数 ・平均在院日数 ・専門スタッフ数等					
・〇〇〇治療				・年間症例数 ・転院先とその件数 ・平均在院日数 ・専門スタッフ数等		
循環器疾患対策						
糖尿病対策						
慢性腎不全対策等						
母性・小児医療対策						
難治性の疾患対策						
エイズ対策						
精神疾患対策						
その他の疾病対策						



各都道府県における医療機能調査の実施状況とインターネット等による公表状況について

都道府県名	調査の有無	今後の調査予定	公表(予定)方法	調査結果を公表する範囲(個別医療機関別・二次医療圏別・県全体)	一般からの照会に対する個別回答(注)
1 北海道	×	平成14年度	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	二次医療圏	今後検討
2 青森県	○	平成15年度	青森県保健医療計画に一部掲載	二次医療圏	特殊な疾病の場合は教えることもあり得る
3 岩手県	○	平成15年度	インターネットホームページ (医療機関に対してはペーパーを送付)	個別医療機関	①公表に同意した個別調査結果(病院名及び疾病対策別患者取扱実績の有無 (件数は除く。)) ②特定疾病対策(人工透析、在宅医療)について患者取扱実績があり、かつ公表 に同意した医科診療所の名称
4 宮城県	○	平成14年度	調査対象機関(全病院)に対して結果を送付	二次医療圏	×
5 秋田県	○	未定	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	二次医療圏	今後検討
6 山形県	○	平成18年度	検討中	—	×
7 福島県	○	平成15年度	医療計画で公表	二次医療圏	×
8 茨城県	○	平成14年度	冊子(一般の人にも配布)	二次医療圏	検討中
9 栃木県	○	平成18年	冊子(一般の人にも配布)	二次医療圏	検討中
10 群馬県	○	平成15年度	公表していない	—	検討中
11 埼玉県	○	未定	冊子(県庁、保健所等に備え付け) 圏域毎の病院数等データとしては、医療計画 に記載	二次医療圏 個別医療機関のデータについては、医師会、保 健所、調査回答病院等に送付し、医療連携に 活用。また、一般県民から個別のデータの情報 公開請求があった場合は、公開することを前提 に調査を実施	○
12 千葉県	○	未定	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	23地区医師会管轄地域	医療機関の了解が得られた場合のみ提供
13 東京都	○	未定	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	二次医療圏	「東京都医療機関情報システム(15年度稼働予定)」で、診療領域での個別の医 療機関案内を実施する予定
14 神奈川県	○	平成17年度	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	二次医療圏	×
15 新潟県	○	平成14年度	インターネットホームページ 冊子(県庁、保健所等に備え付け)	個別医療機関 二次医療圏 比較的高度な医療機能については病院名と症 例数を、二次医療機能については、病院名の みを公表	○
16 富山県	○	未定	冊子(一般の人にも配布)	個別医療機関(医療機関用冊子) 二次医療圏(医療計画)	○
17 石川県	○	平成17年度	冊子(一般の人にも配布)	二次医療圏 在宅医療機能のみ、県医師会ホームページで 会員向けに公開	特殊な疾病の場合は教えることもあり得る
18 福井県	×	平成14年度	未定	未定	一般の人から希望の地区や診療科を聞いて対象となる医療機関を教えるケース はある。
19 山梨県	○	平成19年度	医療計画に概要掲載 インターネットホームページで公開予定	二次医療圏	○
20 長野県	○	平成17年度	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	二次医療圏	○
21 岐阜県	×	平成14年	インターネットホームページ 冊子(県庁、保健所等に備え付け)	検討中	検討中
22 静岡県	○	平成14年度	インターネットホームページ 冊子(県庁、保健所等に備え付け)	個別医療機関	検討中
23 愛知県	○	平成16年度	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	二次医療圏	×

都道府県名	調査の有無	今後の調査予定	公表(予定)方法	調査結果を公表する範囲(個別医療機関別・二次医療圏別・県全体)	一般からの照会に対する個別回答(注)
24 三重県	○	平成14年度	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	二次医療機関	×
25 滋賀県	×	未定	未定	未定	未定
26 京都府	×	平成14年	未定	未定	○
27 大阪府	○	平成16年度	インターネットホームページ 冊子(県庁、保健所等に備え付け) 有償頒布(大阪府保健医療計画、大阪府病院マップ)	個別医療機関	○
28 兵庫県	○	平成16年度	インターネットホームページ	二次医療圏	○
29 奈良県	×	平成14年	医療計画に掲載予定	未定	○
30 和歌山県	×	平成14年度	未定	二次医療圏	未定
31 鳥取県	○	平成14年度	医療計画で一部掲載	県	問い合わせがあれば回答する
32 島根県	○	平成15年度	公表していない	—	検討中
33 岡山県	○	平成18年度までに調査する予定	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	個別医療機関	○
34 広島県	○	未定	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	二次医療圏	専門外来、在宅医療に関する情報は、救急ネット上で公開
35 山口県	○	平成16年度	医療計画の中で、一部掲載	二次医療圏	×
36 徳島県	×	平成14年	インターネットホームページ	個別医療機関 (項目による)	○ (リスト形式での提供)
37 香川県	×	平成15年度	未定	未定	未定
38 愛媛県	○	平成16年度	インターネットホームページ 医療機関、医師会等関係団体に送付	二次医療圏	○
39 高知県	×	平成19年	未定	未定	未定
40 福岡県	○	未定	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	二次医療圏	×
41 佐賀県	○	平成14年度	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	二次医療圏	検討中
42 長崎県	○	平成16~17年度	インターネットホームページ 関係機関に送付	二次医療圏	×
43 熊本県	○	未定	未定	未定	×
44 大分県	○	平成14年度	医療計画の中で一部掲載	県全体	×
45 宮崎県	×	平成14年度	未定	未定	(未調査)
46 鹿児島県	○	未定	冊子(県庁、保健所等に備え付け)	二次医療圏 (予定)	検討中
47 沖縄県	○	平成14年度	医療計画の中で一部掲載 冊子(一般の人にも配布)	二次医療圏	×

(平成14年7月現在:厚生労働省調べ)

(注)「ある特定疾患の治療をどこで行っているか問い合わせが合った場合、個別医療機関を教えるかどうか」という問に対する回答